

# 家族・子育て・公共性

加 茂 直 樹

## 要 旨

少子化と高齢化が急速に進行する日本で、これに関連する諸課題を検討するときに、すぐに突き当たる問題は、男女が結婚し、子どもを産み育て、家庭生活を営むのは、まったく私的、個人的なことか、それとも公共性を有することなのか、という問いである。婚姻や出産、育児に関する重要なことが、最終的には当事者個人の意志で決定されるべきことについては、社会的な合意が形成されつつあると思われるが、この当事者たちの意志決定に国家や社会が法、制度、慣行などを改廃することによって関与することが許されるか、許されるとしたらそれはどのような仕方か、が問題である。本稿では、このような問題について、具体的な事例を挙げながら、広く検討していきたい。

**キーワード** 家族、婚姻、子育て、公共性、社会保障制度

## I 問題

少子・高齢化が急速に進行している現代の日本で、これに関連するさまざまな課題を検討するときに、すぐに突き当たるのは、男女が結婚し、子どもを産み育て、家庭生活を営むのは、まったく私的、個人的なことなのか、という問いである。これまでは男も女もある年齢に達すると、結婚して子どもを含む家庭を作り上げるべきだという、社会からの明白なあるいは暗黙の圧力があつた。そのような圧力はすっかり消えてしまったわけではないが、ずっと弱くなり、独身でいるのも、子どもを作らないのも、個人の自由だと、堂々と主張できるようになってきている。国連の国際家族年宣言(1994年)には、家庭に関わる政策の遂行において「唯一の理想的な家庭像の追求を避けるべきである」と述べられている。(福島瑞穂(2001)『あれも家族これも家族』岩波書店、118頁による)確かに、婚姻や子作りについて、国家や社会が個人になんらかの強制を加えることは望ましくない。だが、それらが公共的な観点からみてまったくどうでもいいのかと問えば、そうだと断定することもできないように思われる。

手近な例から考えてみよう。子作りに関して、国家が強制を含まない形でこれを奨励するような施策をすることは、まったく不必要であろうか。社会手当(社会保険と違い無拠出の給付で、支給対象に該当する人たちの申請に基づき支給される)の一つに児童手当がある。財源は税と事業主の拠出である。これは1972年から制度化されているが、現行では第1子5千円、第2子5千円、第3

子以降1万円が、義務教育就学前まで支給される。この手当には所得制限があり、受給率は85%である。(竹本善次(2001)『社会保障入門』講談社現代新書、185～187頁)

この児童手当の税からの支出には、正当化理由を見出しやすい。第一に、ある程度の数のこどもの出生は社会の存続あるいは発展に不可欠であるという見解は、多くの人々に直観的に受け入れられるであろう。第二に、たとえば、年金制度における積立方式から賦課方式への転換によって、近い将来において賦課を支える世代の人たちの数を確保することが必要であると考えられる(ただ、現在の人口の維持というような目標を掲げて、それに必要なだけ出生率を上げるべく児童手当を増額していったら、財政的にかえってマイナスになってしまう。原田泰(2001)『人口減少の経済学』PHP研究所、41～44頁参照。だから、この理由づけは、限られた範囲内ではか妥当性をもたない。)第三に、この手当にこどもの数を増やす効果はないとしても、それが子育てに有効に使用されれば、十分に公共的な意義があると論ずることができる。

だが、児童手当の事業主からの拠出については、労使双方からの反対がありえよう。賃金は業績や能力に応じて支払われるべきであり、家族手当のような制度でさえ、外国では理解されないとして、国際的に活動する企業の中では、これを廃止する動きが出てきている。労働組合側からも、世帯主要件のある手当はすべて女性に対する間接的な差別であるという主張がある。(『京都新聞』2002年2月22日付朝刊。なお、これについて詳しくは、福島、前掲書、177～179頁参照)

しかし、子育てを支えるための手立てを、国家にすっかり委ねてしまっているのか、という疑問はなお残る。国家が公共性を独占することへの批判が、近年高まってきているからである。こどもを産み育てること、家族を形成し維持することについて、国家と社会がそれぞれどのように関わっていくべきか、具体例を挙げながら考えてみたい。ただ、関連するさまざまな事実、制度、考え方等についての整理がまだ十分でなく、一貫した論旨を展開するにいたっていないことを、最初にお断りしておく。

## II 婚姻について

婚姻によって家族を作るという行為は、個人の意志に依存するところが大きい。特に現代においては、「身を固めなさい」という周囲からの圧力は弱くなり、さまざまな生活上の便宜も得られやすくなっているため、単身で生きることが容易になってきている。離婚によって家庭が解体することも、以前に比べれば、ありふれたことになった。家族の形成についても、解体についても、国家が強制的な介入をする必要は少なくなり、介入を正当化することは難しくなった。

さらに、婚姻の形態も、従来は大部分が国家の関与する法律婚であったが、最近では日本でも事実婚が増えてきている。これを意図的に選ぶカップルは、自分たちの関係に国家や公共性が介入することを拒否していると解される。当事者が、自分たちの共同生活についてすべてを最後まで自らの責任で処理し、国家の世話や保護を受けない、というのであれば、これに文句をつける筋合いはない。共同生活の継続や終結の過程で、揉め事が起きたり、どちらかが不利益を蒙ったりしても、そ

れは自業自得だと突き放すことができよう。

ただ、すべてのカップルが事実婚を選ぶわけではなく、いまでも多数のカップルが法律婚を望むのだから、国家が制度を設けておくことは必要である。その際、たとえば現行のように一夫一婦制だけを認め、同性の婚姻や重婚は認めないというのであれば、その価値判断をどのように正当化するかが、理論的には問われるであろう。国家としてはもっと価値中立的な立場を採り、当事者同士の意志を最大限に尊重するという形で婚姻を法制化する、つまり現行よりも大幅に自由化する、という道も、一つの選択肢としてはありうる。

法哲学者の森村進は、日本だけでなく、現代の大部分の国家が、一夫一婦制だけを法的な婚姻の形態として認めていて、「同性間の婚姻も、一妻多夫も、一夫多妻も、群婚も、法的には認めようとしな。これは多様なライフスタイルに対して明確に偏頗な立場を取っており、リベタリ安的な中立性とは相容れない。」(森村進(2001)『自由はどこまで可能か』講談社現代新書、160～161頁)と批判する。この不平等是正のためには、一部の国家で実現しているように、少数派の婚姻形態も法的に認めることが考えられる。だが、森村自身は、法制度は色々な点で既婚者を独身者よりも優遇しており、「この優遇も法の下の中立性と衝突するから、もっと根本的に、婚姻という制度を法的には廃止すべきである。」(森村、前掲書、161頁)という結論に達する。

ここでは、法的な婚姻の制度が必要であるという前提から出発しているので、森村の廃止論には立ち入らない。法制度が多様な婚姻形態に対してもっと中立的な立場をとるべきだという主張が理論的に成立することは承認できるであろうが、これまで一夫一婦制を原則としてきた社会の常識から見れば、これは別の意味で中立的とは言えない価値観を含んでおり、事前にこれの具体化が何をもたらすかについての十分な検討が必要である。だから、法律婚の形態としては一夫一婦制だけを認め、事実婚においてもっと多様な形態を許容するというのが、さしあたっての現実的な方策になるように思われる。

このように、婚姻について当事者の意志が尊重され、しかも愛情による結びつきが重視されるようになってきているが、それにともなって、法律婚と事実婚のどちらの形態をとるにしても、二人の当事者の離合が容易になり、結果として婚姻が社会の制度として安定を欠くものになってきている、という点に注意しておく必要がある。こどもの問題は別にしても、当事者の男女が、離婚を契機にして社会生活上の望ましくない変化を経験するという事例も、増えてきているように思われる。

とにかく、近年、婚姻について目立つことは、晩婚化、単身者の増加、離婚率の上昇であり、これらが家族像の大きな変化の原因になっている。ちなみに、厚生労働省の「人口動態統計(概数)」によれば、2001年度の結婚件数は、前年度比微増(1865組)の800003組であるが、離婚件数は21671組増の285917組で、過去最高になった。合計特殊出生率は1.33で過去最低であり、特に最低の東京都の1.00をはじめ、首都圏、京阪神地域で低くなっている。初婚時の男性の平均年齢は29.0歳、女性の平均年齢は27.2歳、また、第1子出産時の女性の平均年齢は28.2歳と、いずれも前年より0.2歳上昇した。(『朝日新聞』および『京都新聞』、いずれも2002年6月8日付朝刊)

### III 離婚とこどもの養育

夫婦が別れることが最も直接的に影響を及ぼすのは、こどもに対してである。こども、特に未成年のこどもがいる場合には絶対に離婚すべきでないなどとは、もちろんだれも言えない。夫婦の仲が非常に悪い場合、夫婦間に暴力行為がしばしばある場合などは、婚姻の継続がかえってこどもに悪影響をもたらすであろう。しかし、一般的には、両親の離婚はこどもにとって長期にわたる苦労や苦痛の原因になることが多いと言える。親権者の決定、面接交渉権、財産分与、養育費の支払い等に関して両親が争い合う姿を見るだけでも、こどもにとっては大きな悲しみ、苦しみである上に、しばしば生活形態の変化にともなう苦労が積みまとう。

言うまでもなく、両親の離婚について、こどもには何の罪もない。離婚後のこどもの養育には、当然、親が責任をもつべきであるが、それが十分に果たされない場合、国家や社会はこれを放置しておくことはできない。こどもの健全な成長は、大多数の人々が認める公共的な価値であるし、当のこどもにとっては、当然の権利であるからである。社会手当には前述の児童手当以外に、児童扶養手当と特別児童扶養手当があり、後者は障害児を養育する親に支給されるが、前者は母子家庭を対象とする。母子家庭と児童扶養手当制度の現状を見てみよう。

98年の調査では、母子世帯数は95万4000で、93年の調査より20.9%の大幅増となっている。傾向としては、死別よりも離婚による母子家庭が増えて約8割を占め、10代の未婚の母(ギャルママ)も増えている。もう一つの単親世帯である父子家庭も増え、98年時点で16万3400世帯である。(『イミダス』2002年版、698頁)

児童扶養手当は、母子家庭または実質的にこれと同じ状況にある世帯の母に支給される。対象になるのは18歳未満の児童であり、児童1人の場合は満額支給で月額42,370円、2人目は5,000円加算、3人目以降は1人につき3,000円加算である。受給者は99年度末の時点で約66万人であるが、支給理由別では離婚によるものが約58万人と圧倒的多数を占め、近年、増加傾向にある。75年末には、受給者が約25万人で、そのうち離婚による人が約13万人であった。(竹本善次、前掲書、189～190頁)

ところが、最近のニュースによれば、政府は、離婚の増加にともない、この手当の受給資格を厳しく制限する政令改正案を決定し、2002年8月から実施する。厚生労働省の説明では、離婚による児童扶養手当の受給者は2000年度末の全受給者の9割近い約62万人である。今回の改正では、手当の満額支給の年収要件を現行の204万8000円未満から130万円未満に引き下げるなどして、手当支給額の抑制が図られるが、その代わりに、母親を雇用した事業主への奨励金支給や保育所への優先入所など、母子家庭の自立支援策を盛り込んだ母子家庭福祉法などの改正案を、政府は国会に提出している。これに対して、「シングルマザーの負担増」とか「弱い者いじめ」という声があがっている。(『京都新聞』2002年6月7日付朝刊)だが、シングルマザーの負担増を見過ごせないのと同様に、離婚による母子家庭が増えていく結果として、公的負担が増えていくことにも、放置しておけない問題が含まれているように思われる。

婚姻と離婚については、当事者個人の自己決定の自由ができるだけ尊重されるべきである。だが、それによって子どもが大きな不利益を蒙る場合には、国家、社会がなんらかの形で介入し、子どもを保護しなければならない。当事者に自由が認められるのは、結果について自ら責任を負うことが前提になっているが、子どもの養育に関しては、この前提が成立しない場合があり、しかも、これを放置しておくことが許されない、という厄介な状況がしばしば生ずる。ここに自由社会における社会保障制度のディレンマがある。

#### IV 母子家庭の状況

児童扶養手当の受給者が増加するのは、離婚による母子家庭が増えたことと、その母子家庭の多くにおいて、子どもを抱えて就職が困難であり、就労できても収入が低く、離婚相手からの養育費が支払われないなどの悪条件があることによる。97年における母子家庭の平均年収は229万円であり、父子家庭の422万円に比してかなり低い。(『イミダス』2002年版、698頁。ただ、低所得の父子家庭には、児童扶養手当が当然、支給されるべきであろう。)

このことに関連して、さらに深刻な事態がある。厚生省の98年の「全国母子世帯調査」によれば、別れた夫から養育費を現在受けている人は20.8%、かつて受けたことがある人は16.4%で、約6割の子どもは別居している親からまったく養育費を受けていなかった。(福島瑞穂、前掲書、89頁)このことは、離婚にあたって、子どもの養育という重要事項について、当事者間で責任ある取り決めができていないケースが多いことを意味する。

離婚時における子どもの扱いに関して、制度的な側面を、山田美枝子の簡潔な説明を借りて、見ておこう。「未成年の子がある場合は、離婚に際し父母のどちらかを親権者と定めなくてはならない。協議離婚でも親権者が定まるまで届出できない。父母が協議できない場合、調停または審判で定める。通常は親の一人が親権者と監護者を兼ねる(二者を父母で分けることもある)。離婚後の親権者変更は父母の合意だけでは認められず、調停または審判申立が必要である。」(山田美枝子(1999)「家族の紛争処理と家庭裁判所」中川淳編『家族論を学ぶ人のために』世界思想社、226頁)

さらに、「親権者や監護者にならない親も子に対して養育費分担義務があり、離婚後、父母の一方は子の監護養育に必要な費用を他方に請求できる(離婚にまで至らず別居中であれば婚姻費用に含まれる)。通常は子が成人に達するまで支払うが、成人後でも独立して生活できない未成熟子の場合、親に養育責任がある。高学歴社会を反映し養育費支払を大学卒業までとする場合もある。一括払は原則としては認められず、通常は毎月払で金融機関の口座振込にすることが多い。離婚請求の中で請求しても、独立して調停または審判を申し立ててもよい。」(山田、前掲論文、227頁)

このように、制度的な面では、離婚後の子どもの養育に関して父親と母親はまったく対等に扱われているが、実態においては、両者の間に大きな差異がある。実際に親権者になるのは、8割近くのケースにおいて母親である。(福島、前掲書、94頁)そして、前述のように、その約6割の子どもは父親からの養育費をまったく受けていない。なぜこうしたことになるのか。福島瑞穂によれ

ば、父親の中には、子どもを育てる能力も気もないのに、「子どもをよこせ」と主張し、子どもを手放したくない母親が長びく話し合いに根負けして「財産分与も慰謝料も養育費もいらないから、子どもの親権だけはくれ」と言うのを待っているというケース(福島、前掲書、96頁)、養育費を払っていることを口実に、母子の新しい生活に介入してくる元夫があり、元妻が彼との一切の縁を切りたくて、養育費の支払を請求しないというケース(福島、前掲書、101頁)などがあるという。

夫婦としては別れても、親としては協力して子どもの養育にあたるべきであるが、相互の信頼関係が失われてしまったら、協力は困難になる。まず、親としての責任の自覚が求められるが、抽象的にこう述べるだけではほとんど無意味であろう。養育費に関しては、福島は、口頭の約束よりも契約書が、そして契約書よりも家庭裁判所で判決と同じ効力のある調書を作ってもらうのが有効である、と指摘する。そうすれば、相手が支払いを拒否しても、給料を差し押さえるなどの強制執行手続きをとることが可能になる。それでも養育費支払いの遅滞がある場合には、欧米諸国におけるように、国が立替払いをし、当事者に代わって、養育費を請求する制度が必要とされるであろう。(福島、前掲書、90～91頁) いずれにしても、罪のない子どもの権利を守るために、公権力の介入が要求されるのである。

事実婚の場合には、子どもは法制度上の保護に関して、もっと不利な立場におかれる。子どもは婚外子として、原則的に母親の単独親権のもとにある。父親との間では、認知があってはじめて父子関係が生ずる。(福島、前掲書、59頁) 子どもの養育は親同士の約束に基づいて行なわれる。福島自身のケースでは、「別れる場合は、財産分与も慰謝料もなし。子どもを引き取らなかったほうが子どもに対する養育費を払う」ということを、口頭で確認しているだけだという。(福島、前掲書、62頁) だが、十分に自律できないカップルの場合には、その子どもが、法律婚の場合の子どもよりも、さらにつらい境遇に置かれることにならないか懸念される。

## V 子育ての公共性をめぐって

以上に児童扶養手当の制度を例として見てきたのは、婚姻や子作りが私的な営みであり、個人の自由であると、強く主張される現代の日本において、少なくとも子育てに関しては、国家が重い責任と負担を負わざるを得なくなっている、という皮肉な状況である。ここからいくつかの問題点が現れてくる。第一に、これらの制度による母子家庭への援助は、公権力の私生活への介入をとまなう。当事者が子どもを扶養する義務を十分に果たせなくなっており、そのために必要になった手当が税金で賄われているのであれば、この介入は当事者のプライバシーに立ち入るような性質のものにならざるを得ない。一般的に言えば、公的な負担の増大は当事者個人の自由への介入や制限を正当化する可能性を含むのである。

第二に、子育てに対する公的な援助が実際にはまだ不十分であることから、子作り適齢期のカップル、特に女性からは、もっと子どもを産めというのなら、国家や社会がさらにそのための条件整備を進めるべきだ、という意見が出てくる。具体的に言うと、国や自治体に対しては「教育費、

医療費をただに」、「児童手当の増額と受給期間の延長を」、「保育所の充実を」、「不妊治療に健康保険の適用を」など、また、職場、企業に対しては、「出産や緊急の休みに対する寛容を」、「0歳児から預かってもらえる保育施設を」、「夫を家庭に帰してほしい」、「女性ばかりに子育ての負担を負わせないで」、「働く女性の妊娠、出産、子育てによるハンディの解消を」などの要求がある。(京都リビング新聞社『リビング京都北』2002年5月11日版による)これは子作りと子育てが公共性をもつ営みであることを前提した上で、これを逆手にとっての権利主張であると言える。ただ、他方で、親がこどもを虐待したり、私物化したりする傾向が、子育ての多様な局面で現れてきていることも見逃してはならない。

第三に、前に触れた、企業等が家族手当を出すことにも反対という立場からは、子作りや子育ての援助のために国家や社会が特別の措置をとることにさえも、異論が出てくるであろう。このような面にだけ焦点を当てて論議を進めると、女性間の立場の違いによる利害の対立へと問題が矮小化されてしまう危険性がある。実際、フルタイムの仕事につく女性と、パートタイムで夫の配偶者控除の限度内で働く女性と、無業の女性とでは、家族手当、年金、健康保険、税金、子育ての負担などに関して、さまざまな利害の違いがあり、それが感情的な対立を惹き起こしかねないからである。

## VI 子育て困難な状況

先に紹介した子作り適齢期の女性たちのアンケート調査には、こどもを多く産んでほしいければ、老人にばかりやさしくしないで、出産から一人前の社会人になるまで、国や自治体がしっかり保障すべきだ、という趣旨の意見があった。他方、こどもはいらぬという女性からは、「私にとってこどもをもつことは、若さと自分の時間を搾取されることでしかない」という主張があり、また、こどもが非行に走り、あるいは虐待やいじめの被害者になるという可能性を考えると、怖くて産めないという意見もあった。もっと根本的には、環境破壊、戦争やテロの脅威、経済の停滞などで明るい未来を展望しにくくなった現代の状況が、若い世代に子作りをためらわせていると言えよう。

そういう状況の中でこどもを産むという決断をしたカップルにとっては、経済的な負担以外にも、子育てに関していくつかの困難がある。それについては、別のところで諸説を紹介したので(加茂直樹(2001)「現代教育論ノート(その2)」『現代社会研究』Vol.2)、ここではそれを要約的に述べる。

まず、教育評論家の尾木直樹は、現代において子育てが特に問題になるのは、①子育ての場である家庭と地域に大きな変化が起こっていること、②親の世代は親としての発育不全があること、に原因があると指摘する。①を端的に表現すれば「家庭のホテル化」と地域における共同性の崩壊である。②は「共通一次」時代に育ってきた今の親の世代が「自分の夢や希望をじっくり確かめながら自分の進路を探るよりも、偏差値という序列化された数値によって自己のポジションを確認すること」(尾木直樹(2000)『子どもの危機をどう見るか』岩波新書、135~136頁)を優先してきた

ことの結果である。

また、社会学者の舩橋恵子は、こどもの問題が多発することの原因が家族の変容にあるとする通説、つまり①戦後の核家族化が問題だ、②その家族が崩壊し病んでいる、③女性が自己実現に走って子どもを産まなくなり一人っ子が増えた、という三つの見方を誤解として批判した上で、高度成長期をはさんで、家族の質が根本的に変容したと述べる。具体的には、①産業構造の変化にともない家族が生産の場から消費の場が変わったこと、②家族は生産や家事の必要からではなく、愛情のために求められるようになったこと、③教育家族化、④育児責任の母親への集中と父親不在、の4点であり、このような社会の構造的変化を背景にして、育児が困難という現代の状況が生まれてきていると指摘する。(舩橋恵子(1998)「変貌する家族と子育て」岩波講座現代の教育7『ゆらぐ家族と地域』、28～49頁)

家族社会学者の牧野カツコは、こどもが人間関係を学ぶ場としての家族に着目し、その家族の変容が、①他人とのコミュニケーションを学ぶ、②他人と自分の地位(位置)と役割を学ぶ、③他人の感情を理解することを学ぶ、という三点に関して、特にこどもに悪影響を及ぼしていると説く。(牧野カツコ(1998)「人間関係を学ぶ場としての家族」前掲『ゆらぐ家族と地域』、75～96頁)

社会学者の江原由美子は、情報化の進展によって家族間のコミュニケーションが質的、量的に変容し、希薄化したことがこどもに及ぼす影響について論ずる。特に、こどもが家庭内にいるときにも、こどもの心は電話やパソコンを通じて親の知らない別の世界に飛んでいってしまっている、という指摘が印象的である。(江原由美子(1998)「家族のコミュニケーション」前掲『ゆらぐ家族と地域』、97～124頁)

これらの論者が指摘する、子育てを困難にしている諸要因は、現代の日本社会、あるいは現代文明そのもののあり方にその根をもつものであり、これの克服は至難であると言えよう。しかし、従来のように家族や地域に子育てについて多くを委せるというやり方ではうまくいかない、というのであれば、そのような認識に基づいて、国家や社会が何をなすうるか、を模索していくことが必要である。

## VII 家族・学校化社会・企業社会

教育学者の堀尾輝久は、学校化社会という観点から、現代の家族を特徴づける。彼によれば、会社本位主義が貫徹し、企業国家、企業社会が成立した第二次大戦後の日本において、「1960年代以降<経済と教育><能力と競争>という思考軸が一般社会の中で大きな比重を占めるようになり、学校制度は、人材選抜機構としてフル回転しはじめる70年代後半以降、社会が学校的価値＝偏差値序列を重くみる風潮の中で、社会全体が学校化し、いわゆる<学校化社会>が展開していく。(中略)かつては、生産の単位でもあった家族は、その社会的機能を縮小し、子産み、子育ての機能を中心に純化し、現在では幼児期から教育競争を意識する<教育家族>を生み出しており、そしてそのことによって、逆にその教育機能を低下させている。」(堀尾輝久(1997)『現代社会と教育』岩



波新書、42～43頁)

ここで堀尾の指摘に関連して注目しておくべきは、現代の少子化が若い世代の人たちの子育てや教育に対する無関心を反映したものでは必ずしもない、という点である。前に紹介した船橋恵子も、「教育家族化」という概念を用いている。今の時代に子どもを産み、育てることは、否応なしに「教育家族」になり、幼児期から家族ぐるみで受験競争に参加していくことを意味する。若い人たちに多く見られる、家庭を作り子どもを産むことへの消極的姿勢は、そのような体制や風潮に巻き込まれることへのためらいや嫌悪を示しているように思われる。さらに言えば、現代においては、子育てについて真面目に考える人ほど、そのことに自信をもちにくくなっているのではないだろうか。

堀尾は、このような「教育家族化」は富める家庭だけでなく、中間層にも、さらには底辺層にも見られる、と指摘する。これによって家計における教育費の割合は増大するが、それはもはや親の将来への投資ではなくなり、回収不能な消費財になる。このような事態を、堀尾は家族社会学者の庄司洋子からの引用で説明する。「消費家族における子どもの養育について、親はかつてない混迷に陥っていることも確かである。」(堀尾、前掲書、44頁)親が子どもをもつかもたないかの判断も、すべて親の選択と責任に帰されているが、「現実には、親が主体的な判断や選択の力量を備えることは難しく、多くの場合、親は、家族の外側にある価値や規範、たとえば結婚や親子関係にかかわる家族規範、教育をとりまく知育中心主義・学歴主義・業績主義などに支配されることになる。」(堀尾、前掲書、44頁)

堀尾の見るところでは、教育に熱心な親たちが子どもをどう育てるかについて確信をもてないために、家庭教育は独自性と自律性を失ってしまっている。確かに、「学校化社会」においては家族も学校化する。子どもの教育において、家庭と学校が協力し合うことは望ましいが、家庭が学校とは異なる独自の役割を果たすべきことを忘れてはならない。親が学校的な価値観に引きずられて、自信をもって子どもを躾ることができなくなっているところに、子育てが混迷する一因があると思われる。

「学校化社会」は、日本特有の「企業社会」と密接につながっている、と堀尾は言う。「企業社会」とは、画一主義的価値観の社会であり、大企業を軸に系列化、序列化された社会である。堀尾はこれに関連して、経済学者の橋本寿朗の著書『戦後の日本経済』から引用する。橋本がこの書物の最後の部分で述べる見解によれば、日本の大企業が新規卒業者の定期一括採用を行ない、選別の指標として教育の程度(つまり最終学歴と学校歴)を重視したことが、子どもたちを小学校からの長く厳しい競争に巻き込む結果になった。偏差値を競うメカニズムは企業における人事考課の仕組みと長い競争に類似している。「受験競争の最終関門である企業の新規採用方法が教育過程の競争メカニズムに決定的影響を与えただけでなく、教育過程の競争の内容も企業内競争に類似したものとして会社主義的になっているのである。それゆえに、このシステムは国際性をもちえない。」(堀尾、前掲書、41頁、橋本寿朗(1995)『戦後の日本経済』岩波新書、237頁)

橋本がついで指摘するのは、「家庭の高学歴追求行動と企業の人事政策の間で生じるマイナスは

家庭生活が負担している」(橋本、前掲書、237頁)ことである。「企業内における長く厳しい競争で決定的な選抜の時期をむかえたサラリーマンは、単身赴任を含む転勤による昇進を選択し、サラリーマンの妻や子は受験勉強における勝利を重視して移住を避けている。家庭や家族関係が競争メカニズムによって引き裂かれている、と解釈することもできるであろう。」(堀尾、前掲書、41～42頁、橋本、前掲書、238頁)「要するに経済成長の代償(コスト)は家庭に重くのしかかっているのである」(堀尾、前掲書、42頁、橋本、前掲書、238頁)と橋本は結論する。

## VIII ライフサイクルの経済学

こどもの教育費は親の将来のための投資ではなく、現在においては、回収不可能の消費財になっている、という見解はすでに紹介した。経済学者の橋木俊詔は、親がこどもを育てるのは、代償のない一方的な便益供与であるから、博愛主義の現れとも言えるが、経済取引であると評価することもできる、と主張する。

「第一に、親に養育を受けた子供も、成人すれば自分の子供をもつことが多い。そのときは自分の子供を養育することは当然である。こう考えると、子供の養育が世代から世代へと続くので、いわば連鎖として取引が続いていると理解すれば、親が子供を扶養することは純粋の経済便益供与ではない。」(橋木俊詔(1997)『ライフサイクルの経済学』ちくま新書、25頁)ただ、このような観点から見れば、次の世代を産み育てない男女は、義務(弱い義務であるにしても)を果たしていないことになるのか、が問われることになる。

それはともかく、橋木が挙げる第二の理由は、次のようなものである。「年老いた収入のない親を子供が経済的に面倒をみるのは、国の東西を問わず、前近代社会ではきわめて自然であった。さらに近代工業社会に入って、公的年金制度が充実したので親子間の直接の私的な扶養はなくなった国も多いが、次の世代が現世代の給付を負担する賦課方式の公的年金制度は、社会全体として親子間の扶養を行っていると理解できる。今まで私的に扶養していたのを、社会的に扶養するようになったのである。」(橋木、前掲書、25頁)これは一応は筋の通った見解であるが、多数の老人を比較的少数で扶養することになる若い世代の人たちが、このような説明だけで納得することは期待できないであろう。

橋木はまた、出生率の低下の理由について、データによる検証はまだ十分でないと断りながら、次のような経済学者の分析を紹介する。「①賃金上昇によって、女性が外部での労働に価値を見出したこと、②既婚女子が有業の場合、家事・育児に関して女性に過重の負担がかかるのは、わが国の場合まだ避けられない、③出産・子育てに支払う経済費用よりも、むしろ自由を奪われることを恐れている、④高学歴の女性にとくに晩婚化が目立つ。」(橋木、前掲書、147頁)

このような事態への対策として、彼は次の三つの政策が考えられると言う。①個々の女性に産む産まないの選択をまかせ、産まない人(産まなかった人)から産む人(産んだ人)への税による移転策を図る。前者には労働力としての寄与を期待し、後者には3人以上のこどもを産んでもらうよ

うに支援する。②すべての女性に子育てをしやすいうに積極的な支援策をとる。③何もしない。彼自身は、②がもっとも民主的で現実的であると見るが、日本で実施した場合の効果ははっきりしないと言う。彼の考察は女性のみに関わっているが、いずれの方策を採るにしても、これに男性がどう関与していくかが一つの論点になるであろう。

## IX 男女共同参画社会について

1999年6月23日施行の「男女共同参画社会基本法」第4条には、「男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。」という長い規定がある。

政府監修のこの基本法の解説書には、第4条にいう「男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす」社会における制度又は慣行とはどのようなものか、という問いに答える形で、男女共同参画審議会答申(2000年9月)が引用されている。それによれば、日本の社会制度・慣行に対しては、男女共同参画の視点から見て、これらが中立的に働くような方向で見直しを行う必要がある。「例えば、夫婦同氏制など家族に関する法制や配偶者に係る税制、国民年金制度における被用者の被扶養配偶者(第3号被保険者)、遺族年金の在り方や夫婦間での年金権の分割、健康保険制度における被扶養配偶者(介護保険制度の第2号被保険者を含む)の扱い、税制や社会保障制度の所得限度額を目安として決められることがある企業の配偶者手当等、個人のライフスタイルの選択に大きな関わりを持つものについて、個人の選択に対する中立性の観点から総合的に検討を行い、世帯単位の考え方を持つものについては個人単位に改めるなど、必要に応じて制度の見直しを行うべきである。」(内閣府男女共同参画局監修(2001)『わかりやすい男女共同参画社会基本法』有斐閣リブレ、16～17頁)

以上の引用で明らかなように、ここで問題にされている制度・慣行の多くは、夫に扶養されている妻の処遇に関わっている。単身者や共働きの妻よりも、専業主婦やパートタイムで働く妻に優遇措置を講ずることにより、女性を社会よりも家庭へ誘導しようとするのが、女性のライフスタイルの選択に中立的でない影響を及ぼしていることを認め、その是正が必要だと主張しているのである。この主張は妥当であると思われるが、世帯単位から個人単位への制度の転換が今後どのように進められるか、こどもの養育をめぐるさまざまな問題との関連に注目しながら、見守っていくことが必要である。

## X 家族的責任と女性労働

前節で取り上げた、妻として主に家事に携わる女性を優遇する、日本社会の制度・慣行の背景には、家族的責任を担うのはもっぱら女性であるという認識があった。社会政策学者の服部良子によれば、「第一に家事労働が無償労働(アンペイド・ワーク)であること、第二にその無償労働が女性の役割とされてきたという点」(服部良子(1997)「家族的責任」玉井金吾・大森真紀編『社会政策を学ぶ人のために』世界思想社、167頁)が、1960年代まで、日本だけでなく、先進国に共通の認識であった。ところが、70年代ごろから、ここにも男女平等に責任をもつという考えが取り入れられ始め、「男女の間に家事労働をどうシェア(分担)するかという視点が、家族的責任の問題となった。」(服部、前掲論文、167頁)

経済学は、従来、それが市場外の無償の活動であるという理由で、家事労働を経済活動とみなしてこなかった。このような認識の転機になったのは、福祉国家の成立と高齢化の進展が、家族のためのケアワークの社会化という課題を突きつけ、そのためのコストの発生が、それまでだれがそれを担ってきたかに目を向けさせた、という事態である。また、同じころ、「フェミニズムの視点をもつ経済学も家事労働を労働として認識することを促す。(中略)有償労働である賃労働に対し、出産・育児および家事労働を<再生産労働>とよび、無償労働とした。」(服部、前掲論文、170頁)

先進国で20世紀半ばに始まる社会保障制度においても、当初は男女の役割分担が前提されていた。「女性はジェンダー分業の存在を前提に、夫を通じて、<家族賃金>と社会保障の給付を得てきた。たとえばそれは、寡婦の優遇として現れる。一方、離婚や未婚の母の場合は、社会保険料の拠出を必要としない社会的扶助の給付をうける。寡婦や未婚の母を除外した賃労働者でない女性は、男性とはちがって、個人として社会保障に組み込まれていない。」(服部、前掲論文、173頁)このような状態に変革をもたらしたのは、労働力の女性化である。

70年代から、女性が「技術革新と経済のサービス化などの構造的変化によって、労働市場へ顕著に登場しはじめた。このころアメリカやヨーロッパ諸国の女性労働力率がM字型から台形への転換がみられる。」(服部、前掲論文、174頁)だが、日本における女性の労働市場への進出には、かなり顕著な特徴がある。まず、日本では、それまでから、かなり多数の女性が家族従業者として、家事と両立を図りながら働いていた。この時期になって、雇用労働への進出が目立つてきたのであるが、職場と家庭が離れている雇用労働では、既婚女性は家庭の事情を職場に持ち込みやすいとして雇用主から差別され、男女別雇用管理が展開される。70年代から「製造業のいくつかの業種における雇用の女性化」が、80年代を通じては「雇用者の中高年化」が進むが、その多くはパートタイマーによって担われる。こうして、「女性労働の周辺化」が生じ、「圧倒的に男性である正規労働者の対極に、パートタイマー・アルバイト・派遣など非正規労働者層が女性によって構成されることになる。」(服部、前掲論文、176頁)

したがって、家族的責任のある既婚女性の雇用労働への進出は、育児や介護などについての条件整備を要請はしたが、ジェンダー分業型から家族的責任を男女で分担するシェア型への転換は容易

に進まなかった。「女性の稼ぎが家族の家計費に占める比率は低いため、家計補助的な意義しか持ちえない。これは、女性の担当する家事労働を高価な商品やサービスで代替することをためらわせる。また女性より賃金の高い男性が家事労働を分担することを制約する要因となる。その結果、家事労働を代替する商品サービスの利用は価格水準と家計が限界を画する。」(服部、前掲論文、178頁)

社会学者の上野千鶴子も、「女性の変貌と家族」と題する論文で、70年代以降の女性の職場進出が女性にとって必ずしも歓迎すべき変化ではなかったことを詳細に例証し、「女性の就労を経済ファクターだけで論じれば、働かざるをえない人々はとっくに働いており、働かなくてもすむ人々は働いていない、というミもフタもない現実が浮かびあがる。」(上野千鶴子(1994)『近代家族の成立と終焉』岩波書店、53頁)と述べる。そして、専業主婦が少数派になった近年、若い女性の間でかえって専業主婦志向が高まっていると指摘する。上野がその原因として挙げるのは、第一に、結婚・出産のため職場を離れ、中高年で再就労した働く女性の厳しい現実の姿が明らかになり、モデルとしての魅力が失われたことであり、第二に、「職場に復帰した女性」と「家庭にとどまった女性」とを分けるのが経済階層だということが明らかになり、専業主婦であることはゆとりの証明になったことである。(上野、前掲書、56～57頁)

しかし、このような風潮を見過ごしておくことはできない。女性の労働力はいつまでも周辺にとどまっているべきではないし、その女性だけに家族的責任を押しつけるべきでもない。服部は、家族的責任に関わる社会政策を三分して示す。「第一に、個人や個別家族が家族的責任のための時間を確保できるように、労働時間や休暇・休業政策を整備することとそれに関連しての保護と均等待遇政策である。第二に、税金や相続など社会政策による家族内の家事労働への経済的インセンティブ政策である。そして第三に、育児や介護などの直接に公的サービスを提供するシステム整備である。」(服部、前掲論文、183頁)

上記の第二点についてだけ、補足的説明を加える。服部によれば、日本の現行の制度では、妻は年収が一定の金額以下であれば、夫の被扶養者として、税、年金、医療保険、配偶者手当などの面で優遇されるが、それはすでに見たように、結局は女性に家事や介護の負担を押しつけ、女性の社会的自立を妨げる役割を果たしている。今後の社会保障財政は、保険料や税を女性に対して免除し続けては、支えられない。「女性が男性と並んで国民負担に耐えるには、女性が社会での労働の機会と結果において、男性と並ぶ条件が保障されることが前提となる。」(服部、前掲論文、188頁) 家族的責任に関しては、これまで無償とされた家事労働を社会コスト化する制度が必要になると服部は結論する。

## XI 公共性をめぐる新しい動向

民法学者の吉田克巳によれば、「民法学は、＜公共性＞の問題を、長らく自分の問題とは考えてこず、関心の外に放置してきた。あるいは、民法学は、＜公共性＞から自己を遮断することによっ

て、自己の自律性を確保しようとしてきた、といってもよい。」(吉田克巳(2002)「民法学と公共性」の再構成』『創文』444号、創文社、1頁) 伝統的な民法の教科書では、民法は私法であり、私法は公法と対比される「たとえば、対等平等な個人間の水平的関係を規律するのが私法であり、これに対して、公法は行政機関の組織や行政権と個人との垂直的な関係を規律するものである、などと説かれるのである。」(吉田、前掲論文、1頁)

ところが、近年このような公法私法峻別論がドグマとして排斥され、民法学においても公共性への関心が高まっていると、吉田は指摘する。彼がまず挙げるのは、行政的取締法規に違反する行為の私法上の効力という問題領域であり、特に市場における公正な競争秩序を維持する性格の法令(典型的には独占禁止法)である。吉田は大村敦志の所論の紹介という形で述べる。「競争に関する近時の価値観の変容を前提とすれば、市場の確保や競争の維持は、独占禁止法などによってのみ実現されるべき価値ではなくなっている。私法においてもこれらの価値の擁護が試みられるべきであって、市場秩序を民法上の公序(90条)に取り込み、これに違反する取引の効力を否定することも必要になる。」(吉田、前掲論文、2頁)

行政的取締法規に違反する行為が私法上も当然に無効という説を批判し、無効判断にあたっては、契約当事者相互間に生じる利害関係の不公平をも考慮すべきだと説いたのは、戦前期の民法学を代表する論者の一人である末広巖太郎であった。吉田によれば、末広はこのような見解によって、国家法である行政法規が社会で果たす役割を限定し、国家に対する関係で社会の自律性を確保しようとしたのである。それでは、民法学の上述したような近年の展開には、社会の自律性を喪失させ、社会を国家に従属させる危険はないのだろうか。

この問いに対して、吉田は、新しい民法学が維持・確保しようとするのは、国家的公共性ではなくて、市民的公共性であるから、社会の国家への従属は問題になりえない、と答える。「そこで追求されているのは、逆に、国家に多くを依存しない、市民社会の自律的な秩序形成とその維持・確保なのである。」(吉田、前掲論文、5頁) 民法1条1項には、「私権は公共の福祉に遵う」とあるが、この「公共の福祉」は、吉田によれば、市民総体の利益を内容とする市民的公共性と理解されるべきである。

家族関連の事項は民法の重要な部分を占めるが、吉田はこの短い論文においては家族や子育ての問題にまったく触れていない。だから、彼のいう市民的公共性の概念が、家族や子育てに関わる諸問題にどのように適用されるべきかは、ここでは明らかでない。だが、「富国強兵」というような国家的公共性の国民への押し売りが否定され、家族の形成や子作り・子育てが個人の自由に属することと明確に意識されるようになった現代において、改めてそれらの営みが公共性とどう関わるかを追求することが、いま重要になっていると思う。

これに関連して触れておきたいのは、社会学者の今田高俊が「支援」をキーワードとして新しい公共性の成立を論じていることである。彼によれば、「支援活動は支援される行為者を前提としているため自己中心になっては成り立たない。支援される相手の状態が改善されているか否かをモニターして、自らの行為を省みる必要がある。また、支援活動は従来考えられてきた利他的行為とは

異なり、活動をすることが、最終的に本人の自己実現をもたらすことだ。ボランティアや NPO に見られる支援活動は、自己実現という私的性格を持ちつつも、配慮という形で他者性へとつながっている点で、新たな公共性を開く契機となる。」(今田高俊(2001)「社会学の観点から見た公私問題」公共哲学第2巻、佐々木毅・金泰昌編『公と私の社会科学』東京大学出版会、42頁)

このような公共性がいま特に取り上げられる理由の一つは、国家による管理を主体とする公共性が行き詰まっていることにある。「管理教育のひずみ、許認可制度による民間活力の低下など、管理を中心とした公共政策では、もはや活力ある社会を確保できない状態だ。」(今田、前掲論文、42頁)このような見解の根底には、近代の民主的な社会で正当性を付与された公権力の行使としての公共性が、社会運営の管理装置として肥大化し、一面的になっているという認識があり、今田はこれの是正策として「支援」を中心に置くポストモダンの公共性を論ずる。

それは、「近代社会を導いてきたコントロール思想と管理システムを社会の背景に退けるような哲学として構築されるべきものである。それらを捨て去るというのではなく、少なくとも、制御や管理を社会運営の主役から引きずり下ろすことである。」(今田、前掲論文、51～52頁)社会保障制度が充実していても、それによる制御や管理という側面が露骨に出ると、うまくいかないということは、これまでの考察からも感じとることができる。支援を主体とする、この新しい公共性の概念が、社会保障制度のあり方の見直しにどう関わるか、また、現代の家庭や子育てに関する困難な状況の解明と克服にどのように寄与するか、に関心が惹かれる。

## XII 暫定的総括

以上においては、現代の家族と子育てが第一義的に個人的、私的な事柄であるという前提に立ちながら、それらが国家、社会、公共性などどう関わるかを見てきた。だが、関連する事実、法制度、主張などがきわめて多岐にわたっていて、これらを体系的に整理することができなかつたので、雑多な内容を羅列する結果になってしまっている。だから、ここで明確な結論を述べることはできないが、いくつかの点について暫定的な総括をしておくことにする。

家族が伝統的に果たしてきた役割の多くが、他によって代替されるようになったとしても、こどもの基礎的な社会化(パーソナリティの形成)と成人のパーソナリティの安定化という二つの機能については、家族に代わるものがない(パーソンズ)とすれば、それだけでも家族という制度が公共的価値をもつことが一応は認められるであろう。離婚による家族の解体や分裂が、こどもだけでなく、当事者である男女にも大きなマイナスをもたらしていることは、前述の母子家庭の実情からも窺い知ることができる。ただ、家庭を必ずしも必要としないという単身者が増えている状況下で、国家や社会が、当事者たちの自己決定の自由とプライバシーをできるだけ尊重しながら、何をなするか、が問われているのである。

具体的に言えることの第一は、生まれてきたこどもには、周囲の状況とは無関係に、「基礎的な社会化」に必要なケアを受ける権利があることである。親が親としての義務を果たさないのであれ

ば、それについて責任を問うことは必要であるが、それとは一応別に、こどもの養育に一時的にも支障がないように、国家や社会が制度的な保障をすることが求められる。母子家庭（あるいは父子家庭をも含めて）の保護あるいは自立へ向けての援助はもちろん必要である。「教育家族化」がこどもの社会化を偏ったものにしてしまっている現状に対しても、困難ではあるが、何らかの根本的な打開策が講じられるべきであろう。

第二に、女性にも男性と同じように外に職を求めて働く権利がある。他方で、出産や育児も大きく捉えれば公共性をもった重要な活動である。女性だけが、こどものために労働の権利の放棄を強いられるのは不当である。だから、国や自治体には、保育所などの設備を完備し、保育料の軽減を図るなどの対応が求められる。ただ、保育所で子供一人を預かるコストの公費負担が、利用者である女性の収入よりずっと高いというような矛盾は、多面的な方策を講じることにより克服していかなければならない。（原田、前掲書、pp. 98～103参照）女性は家事や育児の負担が重いために、周辺の労働力としてしか評価されず、それゆえに低賃金のパートタイマーとして働かざるをえないが、夫に比べて低収入であるので家事労働を一人で引き受けなければならない、という悪循環をどこかで断ち切ることが必要である。

第三に、外に仕事を求める権利を行使しない自由も認められるべきである。子育てや家事に従事し、地域で主に活動する人々（男性も含めて）の存在が、社会にとって十分に意味をもちうるものが、正當に評価されなければならない。ただ、専業主婦の社会的自立のためにも、年金、医療保険、税などにおける無業の配偶者としての優遇措置は廃止されるべきである。

最後に、こどもが教育を受ける権利、あるいは学習権について、義務としての教育などとの関連において、整理をすることが必要である。こどもを主体とするかぎり、学ぶことは第一義的に権利であり、この権利を保障することがまず親に義務として課せられ、ついで国家あるいは社会に、これを補完し、制度的に支えることが要求される。国家や自治体による教育の運営が管理や押しつけという性格を顕著にしている現状から見れば、こどもが権利の主体であるという原点にもどって考え直すことが必要である。義務が課せられるのは、主として親や国家、社会の側であるとすれば、学ぶ主体であるこどもに学ぶ義務があるか、あるとしたら、それはどのような義務か、が改めて問題になるであろう。

## 参考文献

### 和文献

- 今田高俊(2001)「社会学の観点から見た公私問題」佐々木毅・金泰昌編『公と私の社会科学』東京大学出版会、41～58頁(公共哲学2)。
- 上野千鶴子(1994)『近代家族の成立と終焉』岩波書店、43～65頁。
- 江原由美子(1998)「家族のコミュニケーション——情報化社会の中で——」『ゆらぐ家族と地域』岩波書店、97～124頁(岩波講座現代の教育7)。
- 尾木直樹(2000)『子どもの危機をどう見るか』岩波書店、1～158頁。
- 加茂直樹(2001)「現代教育論ノート(その2)」『現代社会研究』Vol. 2、77～92頁。
- 竹本善次(2001)『社会保障入門』講談社、1～248頁。



- 橋本俊詔(1997)『ライフサイクルの経済学』筑摩書房、23～150頁。
- 内閣府男女共同参画局監修(2001)『わかりやすい男女共同参画社会基本法』有斐閣、16～17頁。
- 橋本寿郎(1995)『戦後の日本経済』岩波書店、183～238頁。
- 服部良子(1997)「家族的責任」玉井金吾・大森真紀編『社会政策を学ぶ人のために』世界思想社、166～190頁。
- 原田泰(2001)『人口減少の経済学』PHP研究所、1～47頁。
- 福島瑞穂(2001)『あれも家族これも家族』岩波書店、1～265頁。
- 船橋恵子(1998)「変貌する家族と子育て」前掲『ゆらぐ家族と地域』、28～49頁。
- 堀尾輝久(1997)『現代社会と教育』岩波書店、27～70頁。
- 牧野カツ子(1998)「人間関係を学ぶ場としての家族」前掲『ゆらぐ家族と地域』、75～96頁。
- 森村進(2001)『自由はどこまで可能か』講談社、145～162頁。
- 山田美枝子(1999)「家族の紛争処理と家庭裁判所」中川淳編『家族論を学ぶ人のために』世界思想社、220～234頁。
- 吉田克巳(2002)「民法学と＜公共性＞の再構成」『創文』444号、創文社、1～5頁。